

令和元年度 大阪府障がい者施策推進協議会

意思疎通支援部 盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 議事概要

■日 時：令和2年2月21日（金）14:00～16:00

■場 所：大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース1

■出席委員（五十音順・敬称略）：

- ・ 門川 紳一郎 NPO 法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる 理事長
（欠席のため、石塚由美子事務局長がオブザーバーとして出席）
- ・ 河合 茂尚 社会福祉法人大阪障害者自立支援協会
大阪府障がい者社会参加促進センター所長
- ・ 慎 英弘 四天王寺大学 名誉教授【座長】
- ・ 古田 朋也 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 議長
- ・ 矢倉 紀 NPO 法人大阪盲ろう者友の会 代表理事

議題1 盲ろう者通訳・介助者養成研修について

○委員

- ・ 盲ろう者の高齢化は進んでおり、今までどおりの「介助」では危険が伴うことも想定される。
- ・ 盲ろう者通訳・介助者（以下、「通介者」という。）には、車いす操作における段差体験や階段の乗降体験、傾斜体験や地震等を想定し階段で車いすを手で持ち上げる体験をしておいてほしい。また、腰ベルトの重要性も認識しておいてほしい。

○委員

- ・ 大阪府盲ろう者社会参加支援センター連携機関の方は、「車いす操作講習」を見学に来ていない。見学して意見を言ってほしい。

○委員

- ・ 介護福祉士などの有資格者に限らず、例えば、親等の介護経験のある人も把握しておくべき。
- ・ 車いす利用の頻度（歩行困難の程度）も把握すべき。

○事務局

- ・ 介護経験についても、登録時等に把握すべき情報の対象とする。
ただし、実際の派遣に際しては、介護福祉士などの有資格者を優先することになる。
- ・ 登録盲ろう者の歩行困難の程度についても随時把握していく。

○委員

- ・ 登録盲ろう者の中に、特段の配慮が必要な者は何名くらいいるのか。
- ・ 登録通介者の中に介護福祉士などの資格を有する者は何名くらいいるのか。

- ・実情を見越した対応が必要。

○事務局

- ・登録通介者は、453名中、概ね50名程度と聞いている。
- ・今後のコーディネートの際のヒアリング等で把握していく。

○委員

- ・登録盲ろう者についても、123名のうち、多く見積もって3分の1程度は、何らかの支援がいる方と思われる。

○委員

- ・他団体（府視協等）の状況等も把握しておいてほしい。

○事務局

- ・基本的には高齢化傾向。ヒアリング等で現状把握していく。
- ・移動に関しては、それぞれの専門資格があり、当該有資格者が対応している。

○委員

- ・盲ろう者通訳・介助者養成研修を修了すると、同行援護従業者養成研修の一般過程も修了したものとみなされる。
- ・昨年度、不正により登録を抹消した通訳・介助者について、同行援護従業者の資格は、制度が異なるという理由で抹消されなかった。当該みなし修了を継続するのであれば、盲ろう者通訳・介助者の資格を喪失すれば、同行援護従業者の資格も喪失させる扱いとするべき。
- ・盲ろう者通訳・介助者養成研修では、視覚障がい者支援について一切触れられていない。視覚障がい者の支援について一切学ばないまま、視覚障がい者の同行援護を行っているのが現状。盲ろう者通訳・介助者養成研修を修了した者が、同行援護を行えるのは、盲ろう者に限定すべき。
- ・同行援護従業者養成研修は有料だが、盲ろう者通訳・介助者養成研修は無料。そのため、同行援護従業者の資格を得るために、盲ろう者通訳・介助者養成研修を受講するという人もいると聞いている。資質の向上という意味でも、盲ろう者通訳・介助者養成研修の受講料徴収を検討すべき。

○委員

- ・車いす講習を2時間受講しただけで、車いす利用者の介助が十全に可能となるとは考えにくい。内容の充実等の対応が必要。
- ・友の会とすまいるの共同で、もしくは交代で担当する科目について、例えば、盲ろう疑似体験や、盲ろうコミュニケーション実習に関して、両団体間で打ち合わせをすることを徹底してほしい。特に、コミュニケーション実習（手話・触手話、点字・指点字）は、1日を2団体がそれぞれ午前、午後を担当するので、1日通して受講生に学んでもらうためには、午前と午後の内容が違っていたり、重複していたりしては効率が悪いので、両団体間でしっかり打ち合わせをすることが必要。

○委員

- ・これまでは調整等どうなっているのか。

○委員

- ・全体的な調整はしているが、具体的な詰めは行っていない。

○委員

- ・来年度の養成研修に関しては、具体的な調整について検討すること。

議題2 盲ろう者通訳・介助者現任研修について

○委員

- ・人権及び職業倫理は年度当初の説明会に代替とのことだが、欠席者はどうするのか。

○事務局

- ・お示しの欠席者は、盲ろう者社会参加支援センター連携機関において日常的に指導等を受ける環境にあることから、連携機関と調整した上で、欠席に係るフォロー状況も併せて報告してもらいたい。

○委員

- ・盲ろう者社会参加支援センター連携機関から、「人権や職業倫理を受けている時間はない」と言われても、必ず対応・確保してほしい。

○委員

- ・スキルアップも含めて現任研修を行っていたため、「ともいき」のスタンプラリーだけでは不十分。スタンプラリーに加えて、レポートの提出を求めているかどうか。
- ・また、現場に来てもらい、知ってもらうことこそがスキルアップにつながると思うので、現任研修受講者か否かを問わず、通訳・介助者向けの常時情報発信も必要ではないか。

○事務局

- ・盲ろう者社会参加支援センターと調整した上で検討する。

○委員

- ・受講免除の要件に「概ね12回以上の派遣」とあるが、例えば1か月に12回以上通介の依頼を受け、以降1度も通介を行わなかった場合でも、要件を満たすことになるのか。
- ・支援センターや連携機関の「事前承認」とあるが、もう少し要件を具体的

にした方が良いのではないか。

○事務局

- ・要件を「概ね12回以上の派遣」を「年間を通じて概ね月1回以上の派遣」に修正する。
- ・事前承認の具体的な要件は、通訳・介助者足りうるべき基準が盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第4条と第10条に定められている。
- ・求められるのは、専念義務、人権尊重、通訳の正確性及び即時性、利用者の安心と安全の確保、守秘義務など。
- ・事前承認については、これらを含めた様式を別途お示しする。

○委員

- ・事前承認の最終決定は誰がするのか。
- ・推薦文書が提出されたら、事務局がきちんと調査してほしい。

○事務局

- ・最終決定は、登録と同様に、大阪府が行うこととなる。
- ・なお、現任研修とは別に、非違行為等があった場合には是正指導や登録抹消するという規定を追加したところ。これらによって制度全体として通訳・介助者の質の確保は図られている。

○委員

- ・推薦文書が提出されたら、事務局が大障協と十分に意見交換・調整すること。

○委員

- ・年間を通じて、通訳・介助に関して起こりやすい不正や誤り等を集約し、伝え、改善を図っていけるような機会を設けることも考えて欲しい。

○委員

- ・盲ろう者は、通介者との関係上、通介者への不満等を言いたくても言えないことが多い。
- ・そういったことも念頭において、今後対応して行ってほしい。

○委員

- ・年度初めの説明会を16時以降に行うとすると、説明会だけで終わってしまう可能性が高いことを指摘しておく。

議題3 盲ろう者支援施策について

○委員

- ・盲ろう者社会参加支援センター事業について、それぞれの連携機関等が事業実施しても、どちらかの連携機関のものにしか参加しないことが多いの

では。そこで、年に1回、支援センター・連携機関全体の交流事業を実施してはどうか。事業の企画は各連携機関が1年ごとに行う。内容は、旅行やゲーム大会のようなものでもよいのでは。盲ろう者全体の交流を図るためにも、実施してみてもどうか。

○事務局

- ・まずは、事務局が間に入って、話し合いを進めていくことが必要と考えている。

○委員

- ・ワーキングの意見を部会の意見とする件について、意思疎通部会の納得は得られそうか。

○事務局

- ・誠意をもって説明し、理解を得る。

○委員

- ・森之宮の建物に、府の建物としての名称や愛称は、ないのか。

○委員

- ・「府立福祉情報コミュニケーションセンター」は長いので、略称なり愛称は決めた方が良くと思う。

○委員

- ・府民公募してはどうか。

○事務局

- ・いただいた意見はしっかりと記録し、共有する。
- ・愛称等の検討の要否も含め、指定管理者とも慎重に協議したい。

○委員

- ・事務局から説明のあった議題には異論がなかったため、承認された。
- ・職務代理者は、河合委員にお願いしたい。

○委員

- ・謹んでお受けする。

○委員

- ・他に何か意見等ないか。

○委員

- ・派遣時間数の減少を分析した。上半期に対前年度比で50時間以上利用が減っている盲ろう者を抽出すると、18名。その方たちの利用時間減少数の合計が2200時間。利用増している者を含めても全体で880時間程度の減少。理由としては、高齢化による入所・入院の増加、外出機会の減少、他の

制度利用が挙げられる。現在も施設入所を含めた転居を検討中の方もいるため、利用者は減っていくと思われる。

- ・今後、盲ろう者通訳・介助者派遣事業の展開について真剣に考えていく必要があると考えるのでここに報告する。

○委員

- ・盲ろうの制度そのものが有償ボランティア扱いであり、義務的経費でも何でもないことに根本的な問題がある。それが事業者責任や派遣体制が曖昧という問題につながっていると思う。一つながりで切れめない制度とするため、法的位置づけを明確にし、研修や資格要件についても再整理しなおすよう、国に対して求めていくべき。

以上